

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 15 年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜すい）からなっている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査・集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与及び税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査・集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								税額	調査方法
		源泉徴収義務者数	支払人員	支払金額	譲渡利益額	給与					
						人員	給料	手当	賞与		
3-1 課税状況											
(1)課税状況	所得種類別									○	全数調査
(2)加算税の状況										○	〃
(3)源泉徴収義務者数の累年比較		○									〃
(4)税務署別源泉徴収義務者数		○									〃
(5)利子所得等の課税状況				○						○	標本調査
(6)配当所得の課税状況				○	○					○	〃
(7)報酬・料金等の課税状況				○	○					○	〃
(8)給与所得及び退職所得の課税状況				○	○		○			○	〃
(9)上場株式等の譲渡所得の課税状況						○				○	全数調査
(10)非居住者及び外国法人の課税状況				○	○					○	〃
(11)税務署別課税状況(源泉徴収税額)										○	〃
3-2 民間給与実態統計調査結果											
(1)給与所得者数及び平均給与	規模別、業種別					○				○	標本調査
(2)給与の内訳	給料手当、賞与別					○	○	○			〃
(3)納税者数及び非納税者数	年末調整別					○				○	〃
(4)給与階級別の給与所得者数及び給与額	給与階級別					○				○	〃

3 源泉徴収税率（平成 15 年分）

- (1) 利子所得（源泉分離）……………15%
- (2) 配当所得
 - ① 原則（未上場株式等の配当等、個人の大口株主が受ける上場株式等の配当）……………総合課税 20%
 - ② 上場株式等の配当等（個人の大口株主を除く）…………… 総合課税 10%（平成 16 年 1 月 1 日以降 7%）
 - ③ 公募証券投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等…………… 源泉分離課税 15%（平成 16 年 1 月 1 日以降総合課税 7%）
 - ④ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定目的信託（社債的受益証券に限る）の収益の分配…………… 源泉分離課税 15%

※ ①②については、確定申告不要制度が設けられている。

源泉所得税

- (3) 割引債の償還差益 (源泉分離)18% (又は16%)
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 (源泉分離)7%
- (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
- (6) 退職所得
- イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合…「退職所得の源泉徴収税額表の速算表」
..... (略)
 - ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合20%
- (7) 報酬・料金等
- イ 原稿料等 (所得税法第204条1項1号)
 - 弁護士、税理士等 (同条1項2号)
 - 職業野球選手、騎手等 (同条1項4号)
 - 芸能等についての出演、演出等 (同条1項5号)
 - 契約金 (同条1項7号)
- } 1回の支払金額100万円までの部分.....10%
- " 100万円超の部分20%
- ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 (同条1項2号) =1回の支払金額1万円超
 - 職業拳闘家 (同条1項4号) =1回の支払金額5万円超
 - 外交員、集金人、電力量計の検針人 (同条1項4号) =月中の支払金額12万円超
 - バー、キャバレーのホステス等 (同条1項6号、措置法第41条の20)
 - = (5千円×日数) を超える額
 - 広告宣伝の賞金 (同条1項8号) =1回の支払金額50万円超
 - 競馬の馬主が受ける賞金 (同条1項8号) = (賞金額の20%+60万円) を超える額
- } 10%
- ハ 診療報酬 (同条1項3号) =月分の支払金額20万円超10%
- ニ 公的年金等 (所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給金額) - (控除額))10%
- ホ 生命保険契約等に基づく年金 (所得税法第207条)
- { (支払う年金の額-その年金の額に対応する保険料又は掛金の額) で25万円を超えるもの }10%